

被扶養者(異動)届 〈記入例〉

令和 年 月 日 提出

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-----------|--------------|----------------------------|-------------------------------|------|----------------------|----------------|
| 1 被 保 険 者 欄 | 健康保険の 記号と番号 | 記号 987 番号 123 | 被保険者の 氏名 | 鍍金 太郎 | | | 性別 | 男 女 | 生年月日 | 5.昭和 7.平成 9.令和 | 60 年 11 月 27 日 |
| | 被保険者の 資格取得日 | 昭・平・令 | 6 年 12 月 16 日 | 報酬月額 | 260,000 円 | 住所 (住民票上) | 〒 111 - 0000 東京都文京区△△1-2-3 | | | | |
| 2 被 扶 養 者 欄 | 扶養に入る人 | | | | | | | | | | |
| | 氏名 (フリガナ) | 性別 | 生年月日 | 続柄 | 職業 | 年収 | 世帯別 | 扶養に入る理由と年月日 | | | |
| | メッキ ヨシコ 鍍金 佳子 | 男 女 | 昭 平 令 | 妻 | パート | 72万円 | 同世帯 別世帯 | 被保険者の資格取得 令和 6 年 12 月 16 日 | | | |
| マイナンバー(個人番号) | 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 | | 資格確認書交付希望 (右の口に✓を入れる) | | | | | | | | |
| 被保険者と別世帯の 場合はその住所 | 〒 - | | | | | | | | | | |
| 3 被 扶 養 者 欄 | 扶養から除く人 | | | | | | | | | | |
| | 氏名 (フリガナ) | 性別 | 生年月日 | 扶養から除く理由と年月日 (記入された日から資格がなくなります) | | | | | | | |
| メッキ カズキ 鍍金 一樹 | 男 女 | 昭 平 令 | 就職 令和 6 年 12 月 1 日 | | | | | | | | |

① 共通欄 (扶養に入れる場合、扶養から除く場合どちらの場合でも記入が必要です)

◇被保険者の方の情報を項目に沿ってご記入ください。

② 扶養に入れる場合の記入欄

◇扶養に入れる方の情報を項目に沿ってご記入ください。

- ・氏名、フリガナ、性別、生年月日の各欄は誤りがないよう確認のうえ記入してください。
- ・続柄欄は被保険者から見た続柄を記入してください。お子様については「子」と記入するのではなく、「長男」「長女」「次男」「三女」など詳しく記入してください。
- ・職業欄はパートの場合「パート」、アルバイトの場合「アルバイト」、無職の場合「無職」、学生の場合「大学生」「高校生」などと記入してください。
- ・年収欄はパートやアルバイトなどの給与収入に限らず、年金収入や不動産収入、営業収入などすべて合わせた年収額を記入してください。
- ・世帯別欄には被保険者と住民票上同世帯の場合は「同世帯」に○印を、そうでない場合は「別世帯」に○印をつけてください。
- ・扶養に入る理由と年月日欄には、扶養に入る理由を記入のうえ、扶養認定開始日となる年月日を記入してください。
- ・マイナンバー(個人番号)欄へは扶養に入る方のマイナンバーを誤りがないよう確認のうえ、記入してください。
- ・被保険者と住民票上別世帯となる場合には、その住所を必ずご記入ください。(添付書類が必要となりますので、被扶養者(異動)届添付書類一覧をご覧ください。)
- ・資格確認書交付希望欄はマイナ保険証をお持ちでない方のみ✓を入れてください。(マイナ保険証をお持ちの方へは原則交付は行いません)

★扶養加入の際には、その方の現況により添付書類が必要な場合があります。別紙「被扶養者(異動)届添付書類一覧」をご覧ください。

③ 扶養から除く場合の記入欄

◇扶養から除く(削除する)方の情報を項目に沿ってご記入ください。

- ・氏名、フリガナ、性別、生年月日の各欄は誤りがないよう確認のうえ記入してください。
- ・扶養から除く理由と年月日欄には扶養を除くこととなる理由(例:就職、結婚、離婚、死亡、年収超過など)を記入し、扶養削除年月日を記入してください。
なお、この欄に記入された年月日から当組合の被扶養者としての資格がなくなります。就職の場合は就職した日(新しい就職先の資格取得日)、結婚・離婚の場合はその当日、死亡の場合は死亡した日の翌日となります。たとえば4月1日に就職することにより扶養から除く場合には、削除日は3月31日ではなく、4月1日となりますのでご注意ください。